㈱1）国連番号が0077、0234、0235及び0236に該当するものの容器は、鉛が含まれていないものに限る。
2）国連番号が0508及び0509に該当するものは金属製容器を使用してはならない。
3）国連番号が0160及び0161に該当するものの外装容器が１Ａ１、１Ａ２、１Ｂ１、１Ｂ２、１Ｎ１又は１Ｎ２である場合にあっては、容器内部又は外部の要因による内圧の増加によって起こる爆発の危険性を防ぐように措置しなければならない。
4）国連番号が0160及び0161に該当するものの外装容器としてドラムが使用される場合にあっては内装容器を使用せずに輸送することができる。

「130」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
内装容器	外装容器
—	１Ａ１，１Ａ２，１Ｂ１，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，１Ｎ１，１Ｎ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２，４Ｎ

「131」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
内装容器	外装容器
紙袋	１Ａ１,１Ａ２,１Ｂ１,１Ｂ２,１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１,１Ｈ２,１Ｎ１,１Ｎ２,４Ａ，４Ｂ,４Ｃ１,４Ｃ２,４Ｄ，４Ｆ,４Ｇ，４Ｎ
プラスチック袋	
金属製容器	
ファイバ板製容器	
プラスチック製容器	
木製容器	
リール	

㈱　工業用雷管については、内装容器として袋及びリールは使用することができない。

「133」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		
内装容器	中間容器	外装容器
ファイバ板製容器	ファイバ製容器 金属製容器 プラスチック製容器 木製容器	４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１,４Ｃ２,４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ２,４Ｎ
プラスチック製容器		
木製容器		
金属製容器		
ファイバ板トレイ		
プラスチックトレイ		
木製トレイ		

㈱1）えい光筒については、内装容器としてトレイは使用することができない。
2）内装容器としてトレイを使用する場合は、中間容器を必要とする。
3）トレイは、仕切りの付いたものに限る。

「134」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
内装容器	外装容器
ファイバ板製容器	１Ａ１，１Ａ２，１Ｂ１，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，１Ｎ１，１Ｎ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ２，４Ｎ
金属製容器	
プラスチック製容器	
木製容器	
防水性袋	
ファイバ板製シーツ	
ファイバ板製筒	

「135」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
内装容器	外装容器
金属製容器	１Ａ１，１Ａ２，１Ｂ１，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，１Ｎ１，１Ｎ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２，４Ｎ
プラスチック製容器	
ファイバ板製容器	
木製容器	
プラスチック袋	
紙袋	
プラスチック製シーツ	
紙シーツ	